

令和5年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)

令和4年8月12日

上場会社名 株式会社STG 上場取引所 東  
 コード番号 5858 URL http://www.stgroup.jp/  
 代表者 (役職名)代表取締役社長 (氏名)佐藤 輝明  
 問合せ先責任者 (役職名)常務取締役 管理本部長 (氏名)白井 芳弘 (TEL)072(928)0212  
 四半期発行情報提出予定日 令和4年8月12日 配当支払開始予定日 -  
 四半期決算補足説明資料作成の有無 : 無  
 四半期決算説明会開催の有無 : 無

(百万円未満切捨て)

1. 令和5年3月期第1四半期の連結業績(令和4年4月1日~令和4年6月30日)

(1) 連結経営成績(累計) (%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
5年3月期第1四半期	991	84.3	△27	—	9	169.4	△16	—
4年3月期第1四半期	538	8.9	5	△78.0	3	△75.8	3	△68.8

(注) 包括利益 5年3月期第1四半期 △4百万円(—%) 4年3月期第1四半期 42百万円(—%)

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
5年3月期第1四半期	円 銭 △20.05	円 銭 —
4年3月期第1四半期	4.63	4.51

(注) 令和5年3月期第1四半期における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載していません。

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
5年3月期第1四半期	百万円 4,253	百万円 896	% 21.1
4年3月期	4,140	913	22.1

(参考) 自己資本 5年3月期第1四半期 896百万円 4年3月期 913百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
4年3月期	円 銭 —	円 銭 0.00	円 銭 —	円 銭 15.00	円 銭 15.00
5年3月期	—	—	—	—	—
5年3月期(予想)	—	0.00	—	15.00	15.00

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

3. 令和5年3月期の連結業績予想(令和4年4月1日~令和5年3月31日)

(%表示は、通期は対前期、四半期は対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	4,742	35.4	135	54.5	150	△3.9	115	30.0	139.02

(注) 直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 無

※ 注記事項

(1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動 : 無

(連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動)

(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 有

(注) 詳細は、添付資料P. 7「2. 四半期連結財務諸表及び主な注記(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項(四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)」をご覧ください。

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無

② ①以外の会計方針の変更 : 無

③ 会計上の見積りの変更 : 無

④ 修正再表示 : 無

(4) 発行済株式数(普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)

5年3月期1Q	838,400株	4年3月期	838,400株
5年3月期1Q	11,200株	4年3月期	11,200株
5年3月期1Q	827,200株	4年3月期1Q	838,400株

② 期末自己株式数

③ 期中平均株式数(四半期累計)

※ 四半期決算短信は公認会計士又は監査法人の四半期レビューの対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用に当たっての注意事項等については、添付資料P. 2「1. 当四半期決算に関する定性的情報(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

## ○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	2
(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明	2
2. 四半期連結財務諸表及び主な注記	3
(1) 四半期連結貸借対照表	3
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	5
(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項	7
(継続企業の前提に関する注記)	7
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	7
(四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)	7
(会計方針の変更)	7
(追加情報)	7
(重要な後発事象)	7

## 1. 当四半期決算に関する定性的情報

### (1) 経営成績に関する説明

当第1四半期連結累計期間における世界経済は、多くの国・地域において新型コロナウイルス感染症に伴う経済活動の停滞から持ち直し、回復の動きがみられたものの、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や中国のゼロコロナ政策に伴うサプライチェーンへの悪影響発生など一進一退の状態が続き、世界的な資材・エネルギー価格の高騰や急速な為替変動と併せて先行きに不透明感を残す状況となりました。

わが国においても、新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、社会経済活動の正常化に向けた動きがみられたものの、急激な円安や物価高騰など景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループにおいてはウクライナ紛争や半導体不足などにより一部顧客に減産などの動きがありました。しかしながら、世界のマグネシウム需要は急増期に入っており、受注は回復すると見込んでいます。このため、引き続き設備投資を積極的に行い、年後半には大幅な増収・増益を見込んでおります。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は991百万円（前年同四半期比84.3%増）、営業損失は27百万円（前年同四半期は5百万円の営業利益）、経常利益は9百万円（前年同四半期比169.4%増）、親会社株主に帰属する四半期純損失は16百万円（前年同四半期は3百万円の親会社株主に帰属する四半期純利益）となりました。

### (2) 財政状態に関する説明

#### (資産)

当第1四半期連結会計期間末における流動資産は、前連結会計年度末に比べ11百万円増加し、2,062百万円となりました。これは主に、「売掛金」が61百万円増加し、「その他」が56百万円減少したことによるものであります。固定資産は、前連結会計年度末に比べ101百万円増加し、2,191百万円となりました。これは主に、「有形固定資産」が38百万円、「無形固定資産」が8百万円、「投資その他の資産」が53百万円増加したことによるものであります。

#### (負債)

当第1四半期連結会計期間末における流動負債は、前連結会計年度末に比べ205百万円増加し、1,935百万円となりました。これは主に、「短期借入金」が70百万円増加、「1年内返済予定の長期借入金」が154百万円増加したことによるものであります。固定負債は、前連結会計年度末に比べ76百万円減少し、1,421百万円となりました。これは主に、「長期借入金」が89百万円減少したことによるものであります。

#### (純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末に比べ16百万円減少し、896百万円となりました。これは主に、「為替換算調整勘定」が12百万円増加し、「利益剰余金」が28百万円減少したことによるものであります。

### (3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明

令和4年5月16日に発表いたしました通期の連結業績予想につきましては、現時点において変更はありません。今後、何らかの変化がある場合には適切に開示してまいります。

## 2. 四半期連結財務諸表及び主な注記

## (1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和4年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (令和4年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	492,379	471,901
売掛金	733,733	794,738
電子記録債権	24,760	32,549
製品	153,994	162,330
仕掛品	262,821	269,768
原材料及び貯蔵品	237,193	244,581
その他	183,708	126,862
貸倒引当金	△38,358	△40,552
流動資産合計	2,050,233	2,062,179
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	492,986	507,826
機械装置及び運搬具（純額）	1,021,289	1,037,787
土地	16,601	16,601
建設仮勘定	6,658	233
その他（純額）	115,918	129,365
有形固定資産合計	1,653,455	1,691,814
無形固定資産		
借地権	208,350	216,280
その他	22,724	23,756
無形固定資産合計	231,075	240,037
投資その他の資産		
投資有価証券	47,135	46,424
差入保証金	10,386	10,695
繰延税金資産	22,732	15,063
その他	125,564	187,437
投資その他の資産合計	205,819	259,620
固定資産合計	2,090,349	2,191,471
資産合計	4,140,583	4,253,651

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和4年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (令和4年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	421,978	387,824
短期借入金	766,153	837,027
1年内返済予定の長期借入金	302,930	457,575
未払金	114,856	113,167
未払法人税等	6,135	9,327
賞与引当金	15,095	7,955
役員賞与引当金	4,860	2,018
その他	97,383	120,337
流動負債合計	1,729,393	1,935,232
固定負債		
長期借入金	1,443,094	1,353,980
繰延税金負債	16,139	14,889
退職給付に係る負債	38,419	41,508
役員退職慰労引当金	—	1,345
その他	384	10,252
固定負債合計	1,498,038	1,421,976
負債合計	3,227,432	3,357,209
純資産の部		
株主資本		
資本金	195,062	195,062
資本剰余金	124,475	124,475
利益剰余金	613,807	584,815
自己株式	△36,400	△36,400
株主資本合計	896,945	867,953
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△2,521	△3,014
為替換算調整勘定	18,726	31,502
その他の包括利益累計額合計	16,205	28,488
純資産合計	913,150	896,441
負債純資産合計	4,140,583	4,253,651

## (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

## 四半期連結損益計算書

## 第1四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年6月30日)
売上高	538,222	991,683
売上原価	398,059	820,695
売上総利益	140,162	170,988
販売費及び一般管理費	134,494	198,715
営業利益又は営業損失(△)	5,668	△27,727
営業外収益		
受取利息	560	50
為替差益	—	13,875
補助金収入	1,100	30,000
雇用調整助成金	4,227	—
その他	1,140	1,966
営業外収益合計	7,029	45,893
営業外費用		
支払利息	4,060	7,887
為替差損	1,008	—
特別休暇関連費用	3,819	—
その他	217	602
営業外費用合計	9,106	8,489
経常利益	3,591	9,676
特別損失		
固定資産除却損	62	65
臨時休業関連損失	—	3,556
特別損失合計	62	3,621
税金等調整前四半期純利益	3,529	6,054
法人税等	△353	22,638
四半期純利益又は四半期純損失(△)	3,882	△16,583
非支配株主に帰属する四半期純利益	—	—
親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	3,882	△16,583

## 四半期連結包括利益計算書

## 第1四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年6月30日)
四半期純利益又は四半期純損失(△)	3,882	△16,583
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△1,960	△493
為替換算調整勘定	40,509	12,776
その他の包括利益合計	38,548	12,282
四半期包括利益	42,431	△4,300
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	42,431	△4,300
非支配株主に係る四半期包括利益	—	—



(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大による会計上の見積りへの影響)

新型コロナウイルス感染症は、経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、今後の広がり方や収束時期等を予想することは困難であります。当社グループにおいては、当四半期連結会計期間末時点で入手可能な外部の情報等を踏まえて、今後、令和5年3月期の一定期間にわたり当該影響が継続するとの仮定のもと、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

(役員退職慰労引当金)

当社は、当第1四半期連結会計期間において役員退職慰労金制度を新設したことに伴い、当第1四半期連結会計期間より役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。

この結果、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する四半期純利益が1,345千円減少しております。

(重要な後発事象)

有償ストックオプションの発行

当社は、令和4年7月14日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議し、令和4年7月29日に払込が完了しております。

1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社の取締役および従業員に対して、当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるためのインセンティブを与えることを目的として新株予約権を発行するものです。

また、本新株予約権がすべて行使された場合、発行決議日現在の発行済株式総数838,400株に対し最大で4.89%の希薄化が生じます。しかしながら、本新株予約権は、当社の取締役および従業員のためのインセンティブ目的で発行されることから、当社の企業価値・株式価値の向上に資するものであり、既存株主の利益にも貢献できるものと認識しております。従いまして、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は合理的な範囲のものと考えております。

なお、新株予約権の払込金額は、当社株式の市場株価および新株予約権の内容等、諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルの株式オプション価値算定モデルを用いて算定した公正な評価単価に基づくものであります。

## 2. 新株予約権の発行要領

## (1) 発行会社の商号

株式会社STG

## (2) 本新株予約権の数

410個

## (3) 本新株予約権の払込金額

新株予約権1個につき490円(新株予約権の目的である株式1株につき4.9円)

## (4) 本新株予約権の割当日

令和4年7月29日

## (5) 本新株予約権の払込期日

令和4年7月29日

## (6) 本新株予約権の目的である株式の数

①本新株予約権1個当たりの新株予約権の目的である株式の数(以下「目的株式数」という。)は、当初100株とする。

②当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により目的株式数を調整する。

調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 無償割当、分割又は併合の割合

③本項に基づく調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的株式数について行い、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

④当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転等を行い、株式数の調整を必要とする場合には、当社は、取締役会の決議により必要と認める株式数の調整を行うことができる。

⑤当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

## (7) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

①本新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限る。)の価額(以下「出資価額」という。)は、当該時点における目的株式数1株当たりの出資価額(以下「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は3,350円とする。

※ 本新株予約権がインセンティブ目的であることから、行使価額は、取締役会決議日の直前日における当社株式の基準値段3,250円に対して、当該価格に3%のプレミアムを加えた価額として決定しております。

②当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割又は・併合の比率}}$$

③上記のほか、当社が時価を下回る価額をもって新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく場合を除く。)、以下の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

※ 「既発行株式数」とは、発行済株式総数から自己株式数を控除した数とする。

※ 「時価」とは、直前時点における当社株式の最終取引価格とする。

上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

④当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

## (8) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間は、令和5年7月29日から令和10年7月28日まで(当該末日が銀行休業日の場合はその直前銀行営業日まで)とする。

## (9) 本新株予約権の行使の条件

①本新株予約権者は、当社株式が金融商品取引所（TOKYO PRO Marketその他のプロ向け市場を除く。以下同じ。）に上場されるまでの間、本新株予約権を行使することができない。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りでない。

②本新株予約権者が、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の何れもの地位を喪失した場合、その後、本新株予約権を行使することはできない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りでない。

③本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができない。

(10) 端数処理

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付すべき株式の数に1株に満たない端数がある場合、これを切り捨てる。

(11) 本新株予約権の行使の方法

①本新株予約権の行使は、当社が定める新株予約権行使請求書（以下「請求書」という。）に行使に係る本新株予約権の内容及び数並びに本新株予約権を行使する日（以下「行使日」という。）を記載し、記名捺印のうえ、金融商品取引法及びその関連法令並びに日本証券業協会及びわが国の金融商品取引所の定める規則等に基づき並びに当社の要請により要求されるその他の書類（以下「添付書類」という。）を添えて、これを本新株予約権の行使請求受付場所（以下「受付場所」という。）に提出し、かつ、当該行使にかかる本新株予約権の出資価額の全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、これを行うことができる。

②本新株予約権者は、1個の本新株予約権を分割して行使することはできない。

③受付場所は、当社管理本部又はその業務を承継する部署とする。

(12) 本新株予約権の行使に際しての払込取扱場所

本新株予約権の行使に際しての払込取扱場所は、紀陽銀行東大阪支店又はその業務を承継する銀行若しくはその部署とする。

(13) 資本金及び資本準備金に関する事項

行使に際して払込み又は給付をした財産の額（資本金等増加限度額）として会社計算規則に基づき計算される額の2分の1の額を資本金として計上し（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、その余を資本準備金として計上する。

(14) 本新株予約権の取得

①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割計画若しくは分割契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社株主総会又は取締役会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を取得することができる。

②当社の株式が金融商品取引所上場された場合において、当該金融商品取引所における当社株式の普通取引の終値が、当該時点において有効な行使価額を50%以上下回る期間が6か月継続した場合、当社は、取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を取得することができる。

③本項に基づき本新株予約権を取得する場合、当社は、本新株予約権者に対して、1個につき、本新株予約権の払込金額に相当する額の金銭を交付する。

④本新株予約権者が第8項に定める条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。

(15) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要する。

(16) 本新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(17) 本新株予約権者への通知

当社による本新株予約権者への通知は、本新株予約権に関する新株予約権原簿に記載された本新株予約権者の住所宛てに行い、かつ、それをもって足りる。

(18) 組織再編時における新株予約権の交付

①当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合において、それぞれ吸収合併契約若しくは新設合併契約、吸収分割契約、

新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画（以下、総称して「合併契約等」という。）の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社若しくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、総称して「存続会社等」という。）の新株予約権を交付することができる。

②前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとする。ただし、合併契約等において別に定める場合はこの限りではない。

(a) 交付される新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）の目的である存続会社等の株式の数  
交付時の交付新株予約権の目的である存続会社の株式の数（以下「承継目的株式数」という。）は、次の算式により算出される。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率}} \times \text{（以下「割当比率」という。）}$$

(b) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下「承継出資価額」という。）は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの出資価額（以下「承継行使価額」という。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、交付時の承継行使価額は、次の算式により算出され、算出の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$